

「独立行政法人国立国際医療研究センター契約監視委員会」の審議概要について

【問い合わせ先】

独立行政法人国立国際医療研究センター
 監査室（契約監視委員会事務局）
 電話03-5273-5304

平成26年度 第2回独立行政法人国立国際医療研究センター契約監視委員会が、平成27年1月27日（火）に、研修センター4階セミナー室において開催されましたので、その審議概要について公表します。

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、外部有識者及び監事で構成する「契約監視委員会」において、審議対象契約について点検・見直しの審議を行った。

平成26年度 第2回 独立行政法人国立国際医療研究センター契約監視委員会（概要）

開催日及び場所	平成27年1月27日（火） 研修センター4階セミナー室
委員（敬称略）	小澤 優一（外部委員） 神寄 信吾（外部委員） 水嶋 利夫（監事） 塩原 修蔵（監事）一欠席
審議対象	<p>「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）及び改正版設置要綱に基づき策定された、国立国際医療研究センター契約監視委員会規程（平成22年12月9日設置）における第4条第1項第1号～第3号に該当し、平成26年6月1日～平成26年11月30日迄（以下「対象期間」という。）に契約を締結した案件を審議対象とした。</p> <p>(1) 対象期間の調達において競争性のない随意契約であったもの 【24件】</p> <p>(2) 公益法人等との契約で、再委託率が50%以上の随意契約 【該当案件なし】</p> <p>(3) 対象期間の調達において2年連続で一者応札・応募であったもの 【1件】</p> <p>(4) 一般競争契約等の案件のうち、対象期間の契約において落札率が100%であったもの、又は締結した契約の落札率が100%となった契約 【該当案件なし】</p>

<p>審議概要</p>	<p>1. 委員会の進め方等について 事務局より、本審議の進め方についての説明が行われ、了承を得た。</p> <p>2. 委員会における審議方法 (1) 各個別審議案件毎に概要説明 (2) 委員からの意見・質問に対する担当部署からの回答を踏まえ審議</p> <p>3. 審議内容及び審議結果 (1) 対象期間の調達において競争性のない随意契約【24件】 24件の随意契約について個別説明を受け審議した結果、以下のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療に影響がでるため緊急性を要するもの 2件 ・システム改修等により他者では対応できないもの 7件 ・契約の相手方が一者に定められているもの 6件 ・継続案件が存在するため随意契約とせざるを得ないもの 8件 ・外国で契約をするため随意契約とせざるを得ないもの 1件 <p>以上24件については、引き続き随意契約とせざるを得ないとの結果となった。</p> <p>また、平成25年度と平成26年度の当センターと他のNCの随意契約と競争契約の年間割合について、次回の委員会で報告を求めることとなった。</p> <p>(2) 対象期間の調達において2年連続で一者応札・応募であったもの【1件】 2年連続で一者応札・応募になった1件について説明を受け審議した結果、以下のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特高受変電設備及び中央監視制御装置定期点検については、現在、1者応札となっているが、他の業者にも門戸を広げて競争を促すべきであり、新規に参入する可能性のある業者があるのか、同業他社（業界）の状況、他NCの状況等を調査して、次回委員会にて報告を求めることとなった。
-------------	---